

**食品アクセスの確保に関する関係省庁  
の支援策PR集  
【経済的アクセス関係】**

**令和 8 年度 予算  
令和 7 年度 補正 予算 版**

令和 8 年 4 月

# ○ 食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

## <事業イメージ>

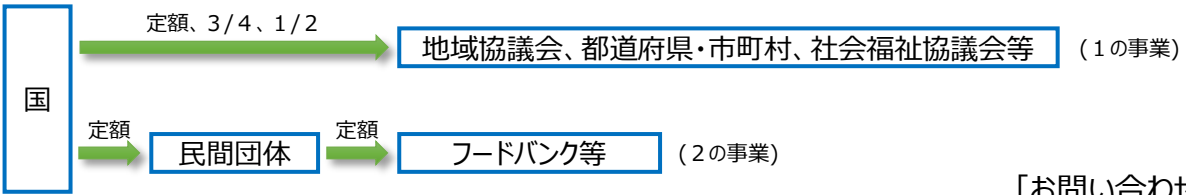
### [1について]



### [2について]



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

# 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 0.3億円（新規）

7年度補正予算額 2.0億円

## 事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点から重要です。
- このような取組の拡大を図るためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の現場レベルでの活動が必要不可欠ですが、具体的な取組のイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組への支援を行うとともに、その成果等を踏まえたNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図ります。

## 事業イメージ・具体例

NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

（日常生活環境における対応の例）

- ・ 趣味のワークショップやオンライン交流会等による単身世帯の人々の交流機会の提供
- ・ 中卒者や高校中退者を対象とした学習支援
- ・ ボランティアやインターンシップ等による若者の社会参加の機会の提供
- ・ イベント等を通じた地域住民同士の交流機会の提供
- ・ スポーツや文化・芸術を通じた、こども・若者、高齢者など多世代間の交流機会の提供
- ・ 伝統行事等の伝承を通じたシニア世代とこどもの交流機会の提供
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流機会（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 孤独・孤立の問題やそれから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防を目指した取組が強化され、地域における官・民・NPO等の連携による推進体制の整備と相まって、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されます。

# 孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

8年度概算決定額 1.4億円（7年度予算額 1.4億円）

7年度補正予算額 1.2億円

## 事業概要・目的

- 令和6年に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「孤独・孤立対策の重点計画に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

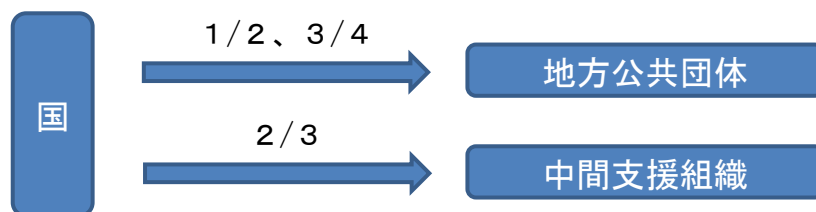
## 事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体向けのメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

# フードバンク認証制度を含む食品寄附等に関する周知広報事業（消費者教育推進課）

令和8年度予算（案）額 8.8百万円【新規】

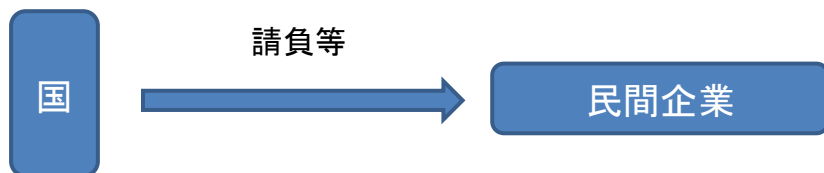
## 事業概要・目的・必要性

- 令和5年12月に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を踏まえ、令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」については、「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月閣議決定）において、その周知を図ることとされている。これを踏まえ、令和7年度には説明会等を通じた周知を行うとともに、両ガイドラインの運用状況も踏まえて、さらなる内容の充実を図ることとしている。その上で、令和8年度は、充実後の両ガイドラインについて、幅広い主体に対する周知を継続的に実施し、より一層の食品寄附及び食べ残し持ち帰りの普及定着を図る。
- フードバンク認証制度の創設に向けて、令和7年度には、実証事業を通じて食品寄附ガイドラインに示される遵守事項の適合性を第三者が評価する仕組みを検討する予定。その検討結果を踏まえ、令和8年度からフードバンク認証制度を本格的に運用するに当たり、地方公共団体や食品関連事業者等に対して制度の目的や内容について広く周知広報を行い、食品寄附への社会的な信頼を高め、食品寄附を促進する。

## 事業イメージ・具体例

1. **「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に関する普及啓発の実施**
  - 食品寄附及び食べ残し持ち帰りの促進のために必要な能力を構築・向上させるため、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について、食品関連事業者、フードバンク、フードパントリー、こども食堂等を対象とした両ガイドラインの内容の普及や定着を図る研修会等を実施する。
2. **「フードバンク認証制度」の開始に向けた周知広報の実施**
  - 令和7年度の実証事業を踏まえたフードバンク認証制度の本格運用に際し、認証制度の認知度向上及び食品寄附促進のため、地方自治体や食品関連事業者等に対して、ウェブサイト等を通じた制度に関する情報発信や、認証ロゴマークを活用した広報等を実施する。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 食品関連事業者が安心して寄附できるフードバンク団体等が増えることで、食品寄附が促進され、この取組を通じて消費者が安心して無償の食品利用ができるようになる。また、食品寄附の促進とともに、食べ残しの持ち帰りが進むことで、2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを60%削減させる目標を達成する。

# フードバンクの認証取得に向けた体制整備支援事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度補正予算額 35百万円

## 事業概要・目的・必要性

○令和6年12月に策定した「食品寄附ガイドライン」に基づく認証要件に則り、令和7年度には、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する制度の導入に向けて、実証事業を実施しており、その結果を踏まえ、令和8年度から同制度を本格的に導入する予定。

○同ガイドラインでは、フードバンクに対し、食品衛生責任者を置くことや、トレーサビリティの観点から在庫管理の徹底やシステム導入を推奨。

○そこで、来年度から始まる認証制度に係る認証取得に向けてフードバンクが体制を整備することを支援する観点から、食品衛生責任者・倉庫管理主任者の資格取得に必要な経費を補助するとともに、トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修の経費を補助する。

## 事業イメージ・具体例

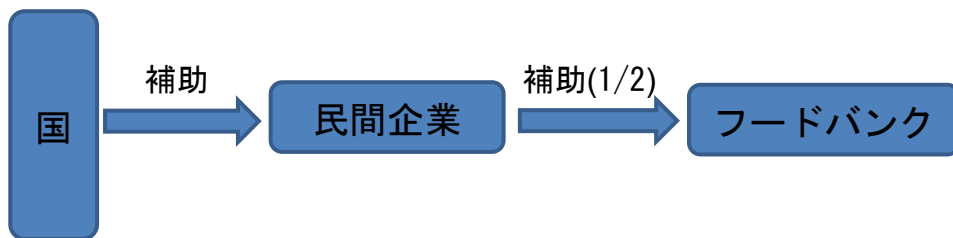
### ○食品衛生責任者・倉庫管理主任者の養成講習受講費用の補助

- ・申請のあったフードバンクで勤務するスタッフの受講費用を1/2補助

### ○トレーサビリティの確保に資する在庫管理システムの導入・改修経費の補助

- ・申請のあったフードバンクにおけるトレーサビリティの確保に資する在庫管理システム導入・改修の必要経費を1/2補助

## 資金の流れ



## 期待される効果

○フードバンク認証制度の導入に伴い、一定の管理責任を果たす上で必要な食品衛生管理及びトレーサビリティの確保に係る体制整備に不可欠な食品衛生責任者・倉庫管理主任者の設置を支援するとともに、トレーサビリティの確保に資するシステム導入・改修の経費を支援することにより、認証制度を実質的に強化し、フードバンクに対する大口の寄附促進につなげることで、物価高における低所得者向けの食支援を充実させるとともに、食品ロス量を削減させる。

# コンビニ型コミュニティパントリー導入に向けた地域課題解消実証事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和7年度補正予算額 90百万円（令和6年度補正予算額 70百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 食品ロス削減推進法第19条において、政府は食品寄附を促進するための支援措置を講ずることとなっている。第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月閣議決定）においては、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティパントリーの役割を果たす地域モデル事業を推進することが新たな施策として盛り込まれている。
- コンビニエンスストア等の小売店が自治体やフードバンクと連携し、所在地や経営形態等に合わせて、コンビニエンスストアにおいて販売期限切れの食品を、支援が必要な者に無償提供し、有効活用するコミュニティパントリー（都合が良い時に未利用食品を取りに行ける仕組み）を導入する際の課題を抽出・解消するための実証事業を実施し、全国の食品小売店が自ら本取組を実施するための留意書を作成する。

## 事業イメージ・具体例

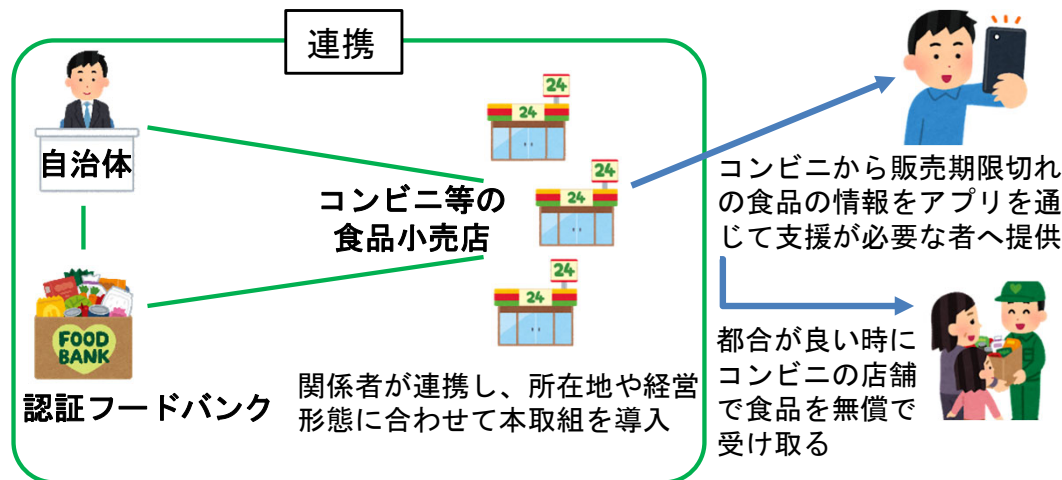
### コンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業（令和6年度補正予算）

従来寄附等の活用が難しかったコンビニにおける販売期限切れの食品等を、アプリを用いて支援が必要な者にマッチングし無償提供する取組を実施し、課題を整理。

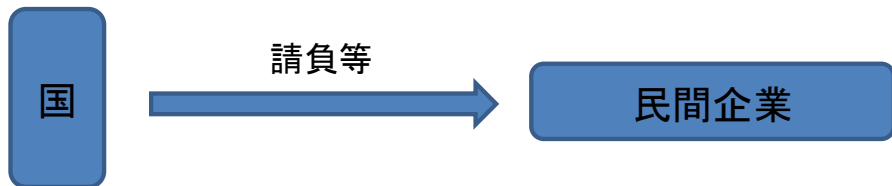


### 本事業

- コンビニ等の小売店が地域の自治体やフードバンクと連携し、所在地や経営形態等に合わせて本取組を導入する際の課題を抽出・解消するための実証を実施。全国の小売店が自ら本取組を実施するための留意書を作成。
- 本取組及び本取組の横展開に向けた、フードバンクに対するフードバンク認証取得を支援。



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 食支援を必要とする方々が、時間や人目を気にせず、都合の良い時に未利用食品を取りに行ける拠点を整備し、必要な支援を受けられるようにすることで、物価高の影響を緩和するとともに、事業系食品ロスのより一層の削減に寄与することが期待できる。

# 43 食品ロス削減等緊急対策事業

令和7年度補正予算額 200百万円

## <対策のポイント>

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けた**フードサプライチェーン全体における課題解決**や、食品企業における**未利用食品の寄附促進**につながる**供給体制の構築**、**食品リサイクルの効率化**等の取組を推進します。

## <事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進が進んでいない外食事業者等地域の関係者が連携した**食品リサイクルの効率化・ブランド化**、**地域の未利用資源の活用**に係る取組の**実証や横展開**等を支援します。

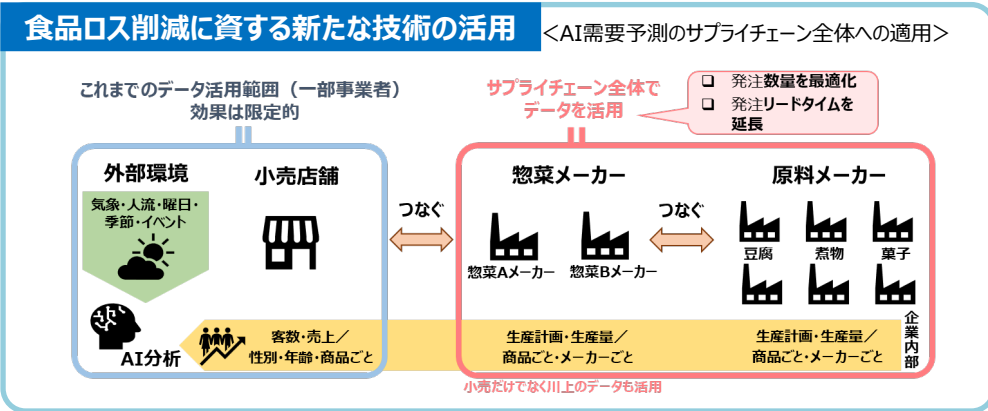
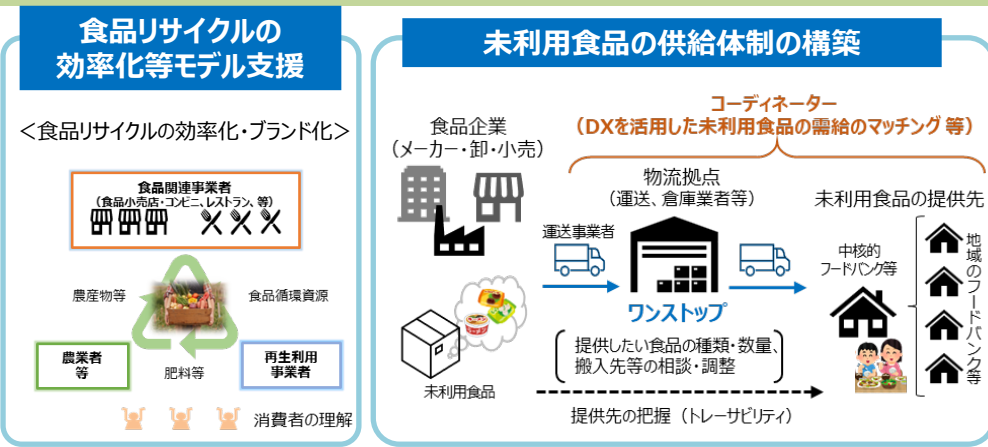
### 2. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、**提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネート**し、食品企業が**物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップ**で行うことが可能となる体制の**検討・実証**を支援します。

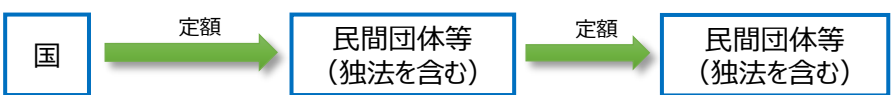
### 3. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

食品業界における**DXの推進**をはじめ、**サプライチェーン全体におけるAI需要予測**等の**精度向上**に向けた**実証**を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



## 重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

## ＜追加額 2.0兆円＞

## ○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

## 生活者支援

## ① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

## ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

## ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

## ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

## ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

## 事業者支援

## ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

## ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

## ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

## ⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

## ⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和7年度補正予算 36億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

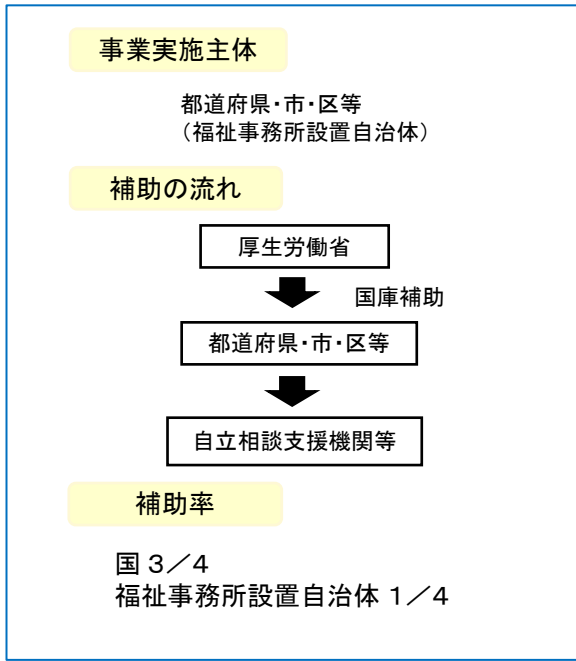
I	II	III
○		

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

- NPO法人等と連携した緊急対応の強化
  - 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
  - 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
- 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
  - 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
  - 関係機関と連携した債務整理支援の強化
  - 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- 家計改善支援の質の向上に関する取組
- その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

# ○ 食品アクセス確保対策事業

令和8年度予算概算決定額 15百万円 (前年度 124百万円)  
〔令和7年度補正予算額 600百万円〕

## <対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

## <事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加 (80% [令和12年度まで])
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加 (28,000t [令和12年度まで])

## <事業の内容>

**1. 食品アクセス確保対策事業** 15 (124) 百万円  
 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

**2. 食品アクセス確保緊急支援事業** 〔令和7年度補正予算額〕600百万円

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援  
 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。
- ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
  - イ 関係者間の調整役 (コーディネーター) の配置
  - ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
  - エ 課題解決に向けた計画の策定
- ② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援  
 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

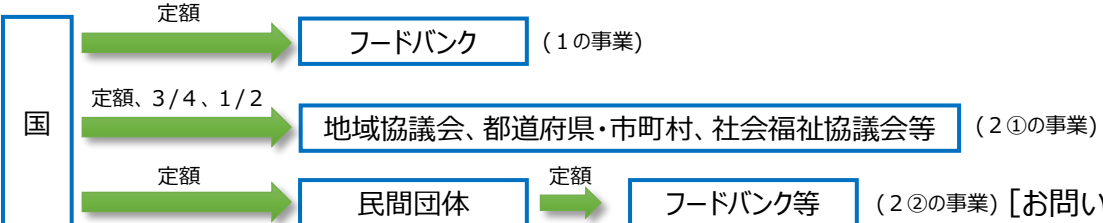
## <事業イメージ>



未利用食品の取扱いを拡大  
多様な食料へのアクセスを確保



## <事業の流れ>



消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

# 地方消費者行政強化交付金について

令和8年度当初予算案：15.0億円  
令和7年度補正予算：17.6億円

- 衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
- (1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が推進事業終了により後退しないための適切な対策を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
  - (2) 「待ち」の対応から転換し、地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実の取組、
  - (3) 相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組、SNSにおけるトラブルなど複雑・高度な相談への対応力強化、
  - (4) 広域連携による効率的な相談体制の構築、  
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

## 新たな枠組み

## 支援メニュー

推進事業  
(定額)

### 地方消費者行政機能維持事業

①相談機能維持・未然防止強化型

②広域連携推進型

③地方消費者行政推進型

強化事業  
(1/2)

### 地方消費者行政機能強化事業

④相談・見守り連携強化型  
(先行実施)

④相談・見守り連携強化型

⑤広域連携強化型

⑥⑦担い手確保、人材育成・強化型

⑧重点課題対応型

### ① 相談機能維持・未然防止強化型 (補助率：定額)

- ✓ 相談機能維持、被害の未然防止活動強化を前提に、推進事業活用自治体が、消費者基本計画期間中（令和8～11年度）消費生活センター等の運営を継続できるよう支援（定額）

### ② 広域連携推進型 (令和11年度まで定額、その後原則2/3※)

- ✓ 広域連携による消費生活センターの運営を支援（令和16年度までの間の措置）  
※令和15年度以降の補助率については、次期消費者基本計画策定時に判断・決定

### ③ 地方消費者行政推進型 (定額)

- ✓ 従前の推進事業（活用期間の特例により令和9年度まで継続）

### ④ 相談・見守り連携強化型 (原則1/2)

- ✓ 消費生活相談員が相談に従事しつつ、出前講座、見守り活動を行う者へ情報提供を行うなど、相談と見守りの連携強化や新たな役割、業務の高度化等に相応しい処遇の実現を支援

### ⑤ 広域連携強化型 (原則2/3)

- ✓ 中心となる自治体の消費生活センターの機能強化を支援

### ⑥⑦ 担い手確保、人材育成・強化型 (原則1/2)

- ✓ 都道府県による消費生活相談員の計画的育成・確保の取組を支援
- ✓ SNSトラブルなど複雑・高度な相談に対応する者の配置等を支援

### ⑧ 重点課題対応型 (原則1/2)

- ✓ 既存の強化事業を改組。時々の重点課題への取組を支援

令和7年度  
(2025)

令和8年度  
(2026)

令和9年度  
(2027)

令和10年度  
(2028)

令和11年度  
(2029)

令和12年度  
(2030)

消費者基本計画 (令和7～11年度)

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

令和7年度補正予算 4.4億円

① 施策の目的

・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

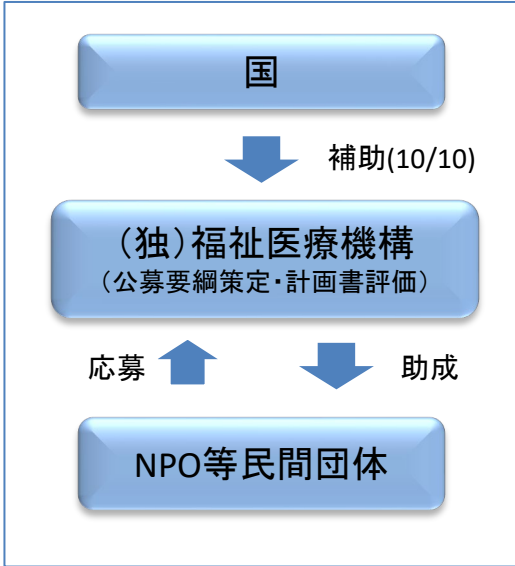
I	II	III
○		

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 助成先  
生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)
- (2) 助成対象事業  
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業
- (3) 実施方法  
福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

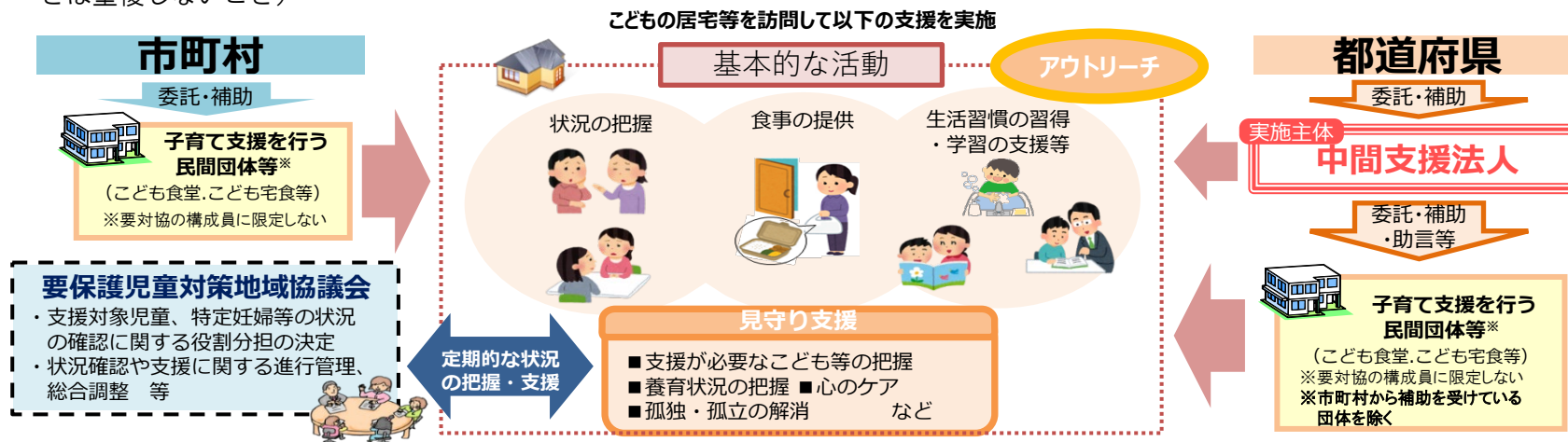
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

## 事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

## 実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2/3（市町村1/3）又は国1/2（市町村1/2）、③：国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

## 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

## 事業の概要

### ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）

年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おもちゃ等）の提供等を行う  
 > 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）

### イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）《新規》

長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

### ウ 体験・交流・学習支援提供型《拡充》

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

### エ 備品等購入支援

- ① 立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
- ② 継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

### オ 環境整備支援（地域で子ども等を支援するための仕組みづくり）

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域の子ども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

### カ その他上記に類する事業

### ○ 要支援児童等支援強化加算

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注1：ア～カを組み合わせる実施可能（エは①又は②いずれかのみ）

注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

## 福祉・教育施設、地域における様々な場所

・ 支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置

食事やこども用品の提供



長期休暇中の食事・涼の集中支援



体験や多様な人との交流機会の提供



発見

連携

要保護児童  
対策地域  
協議会

支援が必要な子ども

市区町村



こども家庭センター

学校・教育委員会



市・町・区役所

地方自治体



都道府県（後方支援または直接支援）

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2/3 又は 1/2、都道府県・市町村：1/3 又は 1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ  
 財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない

イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

## 事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

## 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

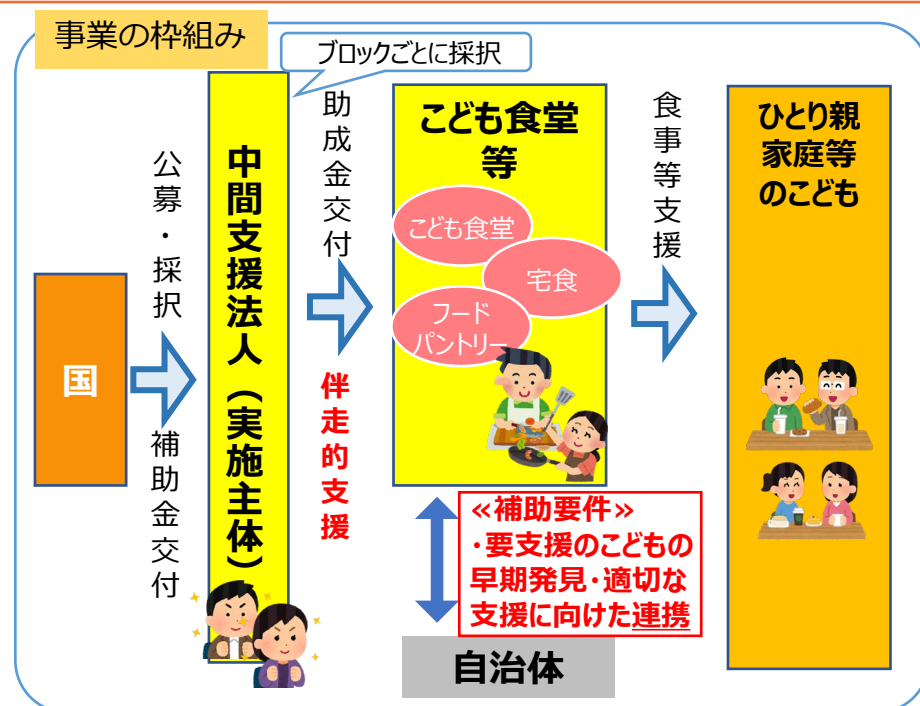
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で中間支援法人を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

### 【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。



## 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：169,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

# 地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数

## <対策のポイント>

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

## <事業目標>

次期食育推進基本計画の目標の達成

## <事業の内容>

### 1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

### 2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

### 3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

### 4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

### 5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

### 6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

### 7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

### 8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

## <事業イメージ>

### 【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する  
地域の取組を支援

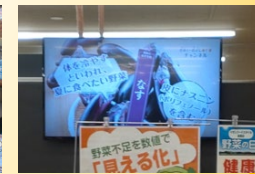
### 支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供

生産者と消費者との  
交流イベントの開催

学校給食における  
地場産物等活用

産地情報等の効果的な  
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

## 次期食育推進基本計画の目標の達成

【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

## <事業の流れ>



# 農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

### 2. 都市農業共生推進等地域支援事業

#### ① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

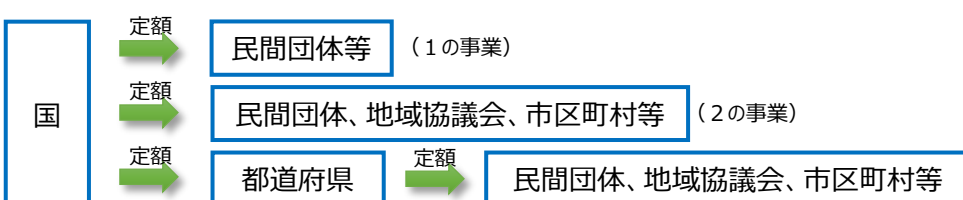
#### ② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

#### ③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

### ● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

### ● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

### ● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

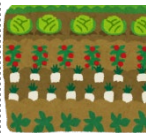


### <各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



貸借



都市農業者 (担い手)

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課 (03-3502-5948)

# 政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

## 背景・目的

○学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて食育の一環としてごはん食の推進を支援。

## こども食堂・こども宅食(事業内容等)

### 〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

(申請先)

(一財) 日本穀物検定協会

## フードバンク(事業内容等)

### 〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

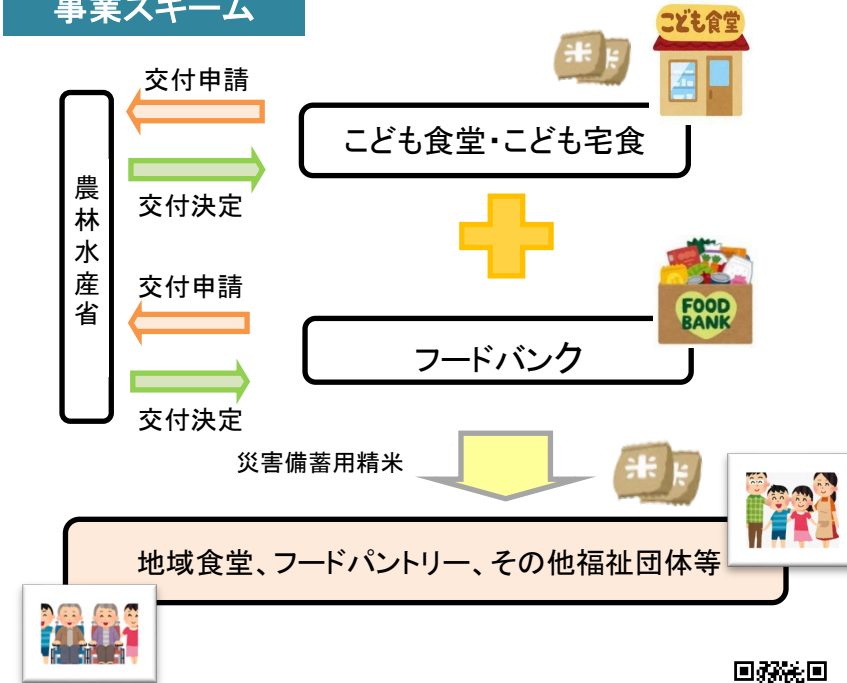
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

(申請先)

農林水産省ホームページにおいて公表

## 事業スキーム



## お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください